

平成25年12月18日

内閣総理大臣
環境大臣
経済産業大臣
農林水産大臣
厚生労働大臣
財務大臣
消費者庁担当大臣
様

下諏訪町議会議長 中村 奎司

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の改正を 求める意見書

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）は、我が国のリサイクル法の先頭を切って制定され、平成12年4月完全施行（平成7年6月成立、平成9年4月本格施行）により、「循環型社会」へ歩き出しました。しかしこの法律施行後10年以上が経過した今も、私たちは、大量生産、大量消費の社会から脱していないと考えます。

現在、新たな拠出金制度の導入、レジ袋対策など様々な取り組みが展開されていますが、「各主体（消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化）の役割の推進」と「各主体間の連携の強化」も重要となっています。

今日、気候変動の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負担を減らす事は急務であります。私たちの社会を一日も早く持続可能な社会へ転換させるため、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の改正を求める意見書を提出します。

記

- 1 発生抑制・再使用の促進の為の施策を充実させ、具体化させた法律とすること
- 2 事業者が、生産した全ての製品のライフサイクルにおける環境負荷最小化に責任を持つ仕組みにすること
- 3 発生抑制に係る以下の具体的施策を強化すること
 - ・特定事業者への過剰包装の抑制のための基準及び義務化をすること
 - ・使い捨て容器使用削減の取り組みの義務化をすること
 - ・地域の活動を支援するリサイクル促進センターの設置をすること
 - ・市町村の再商品化に要する経費負担を軽減すること
 - ・自主回収を促進するための措置をとること
 - ・取り組み促進のための情報公開の徹底等をはかること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。